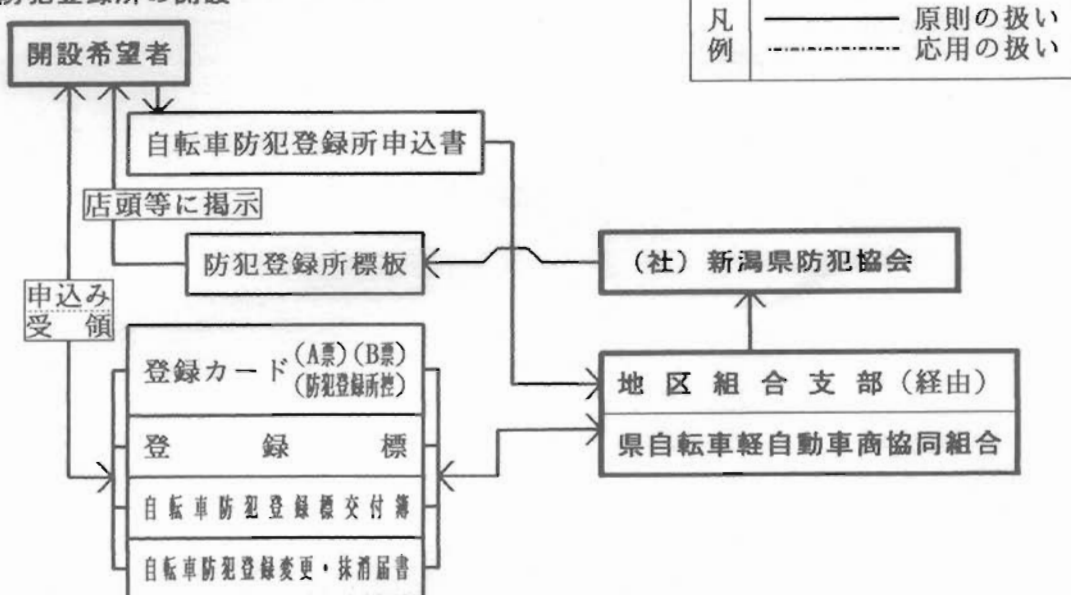
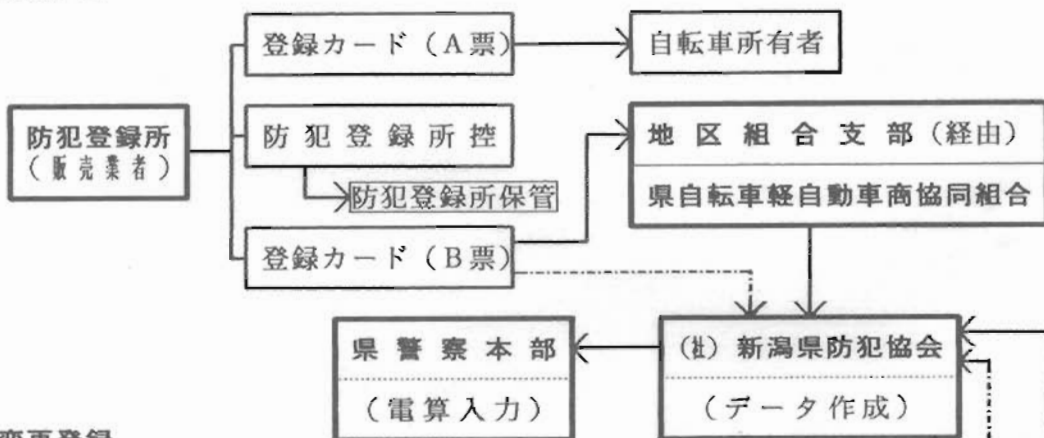


防犯登録の流れ

◎ 防犯登録所の開設



◎ 新規登録

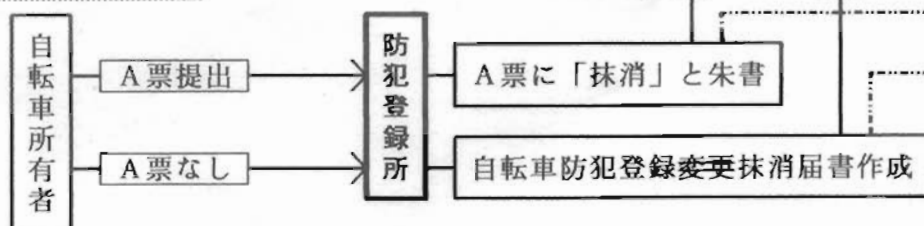


◎ 変更登録

● (姓、住所、所有者等変更)



● (廃車)



自転車防犯登録事務取扱概要

自転車の防犯登録は、自転車の盗難防止及び盗難又は遺失した自転車の早期被害回復などを容易にするため、法律によって義務化されています。防犯登録所開設及び登録に当たっては、つぎのことを守ってください。

★ 防犯登録所開設の申し込み

防犯登録所を開設しようとする者は、新潟県自転車軽自動車商協同組合 各地区組合支部を經由して、(社)新潟県防犯協会へ「自転車防犯登録所申込書」を提出してください。

選定委託されたときは、(社)新潟県防犯協会「新潟県自転車防犯登録所」の標板が交付されますから、これを店舗などの見やすい箇所に掲示してください。

★ 登録標・登録カード（A票・B票・防犯登録所控）などの受領

登録標、登録カード及び自転車防犯登録変更・抹消届書、自転車防犯登録交付簿の用紙は、新潟県自転車軽自動車商協同組合各地区組合支部へ申し込んで受領してください。

★ 新規防犯登録

自転車の購入者に対しては、防犯登録は法律で義務化さ

れていることを説明し、防犯登録を実施してください。

- 防犯登録標の貼付箇所は、参考図のように自転車フレームの上パイプ先端上面に貼付してください。

参考図

35-000001
新潟県警察
新潟県防犯協会



- 登録カードは、A票・防犯登録所控・B票をボールペンなどで複写（ノーカーボン）のうえ、A票は自転車購入者に交付し、B票は電算入力のため速やかに（概ね毎月1日と15日）新潟県自転車軽自動車商協同組合の各地区組合支部に提出するか、又は直接（社）新潟県防犯協会へ送付してください。

防犯登録所控は、防犯登録所で保管してください。

★ 変更登録（住所・氏名などの変更）

登録済みの自転車で、住所・氏名を変更するときや登録標が損傷して新しい登録標と貼り替えるなどの場合は、身分証明書又はこれに代わるものによって、身分確認を確実に行ってください。

なお、登録標をはぎ取ったような痕跡があるなど盗難、又は遺失被害自転車の疑いがあると思われるときは、最寄りの警察署（交番・駐在所）に速報してください。

★ 自転車防犯登録の変更・抹消

自転車利用者（自転車所有者）が、登録済みの登録カードのA票を提出して、氏名などの変更の申し出があったときは、「自転車防犯登録変更届書」を作成し、また、自転車の廃車などで「抹消」の申し出があったときは、A票に「抹消」と朱書し、A票のないときは「自転車防犯登録抹消届書」を作成し、各地区組合支部に提出するか、又は直接（社）新潟県防犯協会へ送付してください。

★ 自転車防犯登録標交付簿への記載

自転車防犯登録標を交付したときは「自転車防犯登録標交付簿」（様式8）に記載して、登録標の交付状況を明らかにしておいてください。

なお、登録カード「防犯登録所控」の保管及びパソコンなどへの入力保管によって、これに代えることができます。

社団法人 新潟県防犯協会自転車防犯登録実施要綱

平成15年7月1日施行

(趣旨)

第1 この要綱は、新潟県公安委員会から、自転車の防犯登録に係る業務を行う公益法人として指定された社団法人新潟県防犯協会（以下「防犯協会」という。）が実施する自転車防犯登録（以下「登録」という。）に係る業務について、必要な事項を定め、自転車の盗難防止及び盗難又は遺失した自転車の早期被害回復などを容易にし、もって自転車利用者の利便に資するため定めるものとする。

(運営)

第2 防犯協会は、登録に係る業務（以下「登録業務」という。）のうち登録事務の一部を新潟県自転車軽自動車商協同組合（以下「組合」という。）に、登録標の貼付業務を自転車防犯登録所（以下「防犯登録所」という。）にそれぞれ委託して行うものとする。

2 防犯協会は、登録業務を円滑に実施するため、新潟県警察、組合及び防犯登録所と緊密な連携を図るものとする。

(防犯登録所の選定)

第3 防犯登録所の選定は、自転車の販売を業とする者から営業所ごとの申し込みにより行うものとする。

2 申し込みは、自転車防犯登録所申込書（様式1）によるものとする。

3 防犯協会は、防犯登録所に選定したときは、防犯登録所標板（以下「標板」という。様式2）を交付するものとする。

(選定に要する費用負担)

第4 防犯登録所の委託を受けるものは、委託に要する費用のうち防犯登録所標板代1,000円を登録所ごとに負担するものとする。

(標板の掲示)

第5 防犯登録所は、標板を店舗等の見やすい箇所に掲示するものとする。

(登録の対象)

第6 登録の対象にする自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。

(登録)

第7 登録とは、自転車の所有者の住所、氏名、車体番号、メーカーなどに関する記録（以下「登録カード」という。様式4）を作成し、併せて当該自転車などの所有者を明らかにするため、一連番号を付した登録標（様式3）を当該自転車に貼り付けるとともに、登録カードの内容を電算登録することをいう。

(防犯登録所の遵守事項)

第8 防犯登録所は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車の所有者から登録の申し出があったときは、正当な理由がある場合を除き、登録業務を行わなければならない。
- (2) その防犯登録所で販売したものでない自転車について、登録の申し込みを受けたときは、申込者の住所、氏名などを身分証明書又はそれに代わるべきもので確認して登録業務を行わなければならない。
- (3) 登録標をはぎ取ったような痕跡があるときなど盗難被害自転車の疑いが認められるとき、又は遺失した自転車を発見したときは、最寄りの警察署（交番・駐在所）に速報しなければならない。
- (4) 登録カード又は登録標を不正に使用したり、他に譲渡してはならない。
- (5) 登録業務で知りえた事項については、他人に漏らしてはならない。

(登録料金)

第9 防犯協会は、登録を受ける者から登録に要する費用として、登録1件について500円を徴収するものとする。

(登録カードの交付・送付)

第10 防犯登録所が、登録を行ったときは、登録カードのA票を所有者に交付し、B票を速やかに新潟県自転車軽自動車商協同組合支部（以下「組合支部という。」）に提出するか、又は（社）新潟県防犯協会に送付するものとする。

2 提出を受けた組合支部は、速やかにB票を組合を経由して防犯協会に送付し、送付を受けた防犯協会は、登録カードB票の内容を点検した後、データ入力を行い、データ入力終了後、データを記録した電磁記録媒体及び入力件数などを明示した送付書を、警察本部生活安全企画課長に送付するものとする。

(登録の変更、抹消)

第11 防犯登録の氏名などに変更があったときは、その旨を防犯登録所に届け出て変更登録の手続きを行うことができる。

2 防犯登録所は、変更登録の届け出を受理したときは、自転車防犯登録変更・抹消届書（様式5）を作成し、組合支部に提出するか、又は（社）新潟県防犯協会に送付するものとする。

3 防犯登録所は、登録された自転車の廃車等によって登録の抹消を行うときは、登録カードA票に「抹消」と朱書して組合支部に提出するか、又は（社）新潟県防犯協会に送付するものとする。

紛失等により登録カードA票がない場合には、自転車防犯登録変更・抹消届書（様式5）を作成し送付するものとする。

4 組合支部は、速やかに登録カードA票又は自転車防犯登録変更・抹消届書を組合を経由して防犯協会に送付し、送付を受けた防犯協会は、前条第2項

に準じた手続きをとるものとする。

(登録標の申請及び配付)

第12 組合支部が、登録標の配付を受けるときは「登録標配付申請書」(様式6)により、組合に申請するものとする。

2 組合は、組合支部から申請を受けたときは、防犯協会に連絡し、交付を受けて組合支部へ配付するものとする。

(簿冊の備付)

第13 組合支部は、「登録標配付台帳」(様式7)を備え付け、登録標を防犯登録所に配付したときは、そのつど記載し、配付のあった毎月末組合に報告し、組合はこれを防犯協会に連絡するものとする。

2 防犯登録所は、自転車防犯登録標を交付したときは、「自転車防犯登録標交付簿」(様式8)に記載し、又は登録カードの防犯登録所控の保管、パソコンなどへの入力で交付状況を明らかにしておくものとする。

(標板等の返納)

第14 防犯登録所が登録を取り扱わなくなったときは、標板、保管中の登録標を防犯協会に返納しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成6年8月1日から実施する。

2 この要綱の施行日以前から新潟県自転車防犯登録制度により防犯登録を取り扱っている自転車販売店等の業者は、第3(防犯登録所の選定)の規定にかかわらず選定を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から実施する。